

令和6年 八潮市農業委員会1月総会 議事録

1 開催日 令和6年1月25日(木)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所会議室4-2

4 出席委員 13名

会長 1番 小早川喜一

会長職務代理者 2番 鈴木 新一

委員 4番 齋藤 富子 10番 松田 淳一

5番 福岡 達則 12番 石井 清巳

6番 飯山 敏行 13番 関根 幸子

7番 新井 孝美 14番 荻野 透

8番 鈴木 隆 15番 白倉 明久

9番 田中 幸夫

5 欠席委員 2名

委員 3番 大塚 一宏 11番 荻野 勝利

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 清水 茂

主任 五十嵐陽子

開会 午後 2時00分

### ◎開会の宣告

○事務局長 みなさんこんにちは。今年、初めての総会でございます。今年もよろしくお願いたします。

先月の総会をお願いいたしました農地パトロールにつきましては、年末年始のお忙しい中、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、パトロール報告書の提出をお忘れの方につきましては、次の総会か、近く市役所に来られるときがございましたら、その際に提出いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより八潮市農業委員会1月総会を開催いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とございます。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は13名となっております。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立していることをご報告いたします。

なお、3番の大塚委員、11番の荻野委員からは欠席の連絡を受けておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、開会に先立ち、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

皆様には健やかにて、いい新年をお迎えいただけたと思います。

今年年頭早々に皆さんご承知の能登半島地震が起こりまして、多くの方が犠牲となり、また多大な被害が起こっております。心より哀悼の意を表し、そしてお見舞いを申し上げたいと思います。

今年初めての農業委員会の総会でございますが、新庁舎にて第1回目ということになりますので、よろしくお願いをいたします。

先日、1月20日の土曜日に天候はあまりよくなかったんですけども、新井委員と大塚委員に有楽町の国際フォーラムで開催された新規就農フェアにご出席をいただきまして、ありがとうございました。

それで、今度2月に入りますと、2月7日に埼玉地方協議会の会長及び事務局の視察研修

がございまして、私と事務局からは清水係長が出席する予定でございます。

直近の事業報告と予定については、そのような2点でございます。

今日の皆さんの忌憚のないご意見をいただきまして、総会を円滑に進めてまいりたいと思  
いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりませんので、ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせください。

①八潮市農業委員会 1月総会次第 A4横

②農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集について  
(資料 - 1)

③農業者年金普及資料の送付について (資料 - 2)  
(+コンパクト防災6点セット)

④農業委員会活動記録簿 (1～2月分) (資料No.なし)

以上4点でございます。資料の漏れ等はございませんでしょうか。

ないようなので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、  
総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行を  
よろしく願います。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしく願いいたします。

---

#### ◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づきまして進めてまいりたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任につきましては、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、7番、新井孝美委員と9番、田中幸夫委員にお願いをいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いいたします。

○事務局長 はい。

---

◎議案第1号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案番号は、年が変わりましたので、また第1号からとなります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第の1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件になります。

番号1、譲受人住所・氏名、〇〇〇番地、今回持分の移転になります。持分〇分の1、〇〇〇〇、譲渡人住所・氏名、〇〇〇番地〇、持分〇分の1、〇〇〇〇、土地の所在、〇〇〇〇字〇〇〇〇、登記地目、田、現況地目、田、〇〇平米、同じく〇〇〇〇、登記地目、田、現況地目、田、〇〇平米、〇〇〇番地、登記地目、田、現況地目、田、〇〇〇〇平米、〇〇〇番地、登記地目、田、現況地目、田、〇〇平米、〇〇〇番地、登記地目、田、現況地目、田、〇〇平米、〇〇〇番地、登記地目、田、現況地目、畑、〇〇平米、〇〇〇番地、登記地目、田、現況地目、畑、〇〇平米、〇〇〇番地、登記地目、田、現況地目、畑、〇〇平米、合計〇〇〇〇平米になります。権利の内容は所有権の移転なんですが、申請事由のところに共有物分割請求に関する判決に基づく持分移転となっております。

ちょっとこの辺の事情を説明いたします。最初に、次第の5ページのほうをご覧ください。5ページ、取扱注意ということで、こちら裁判の判決書の写しなんですけれども、こちらは、譲受人と譲渡人の中でこの持分の移転に関して裁判になっておりまして、この裁判の判決が確定して、持分移転するために農地法第3条の許可申請をすることになったという経緯でございます。

こちら、5ページの左側、星印のところ、ここに書いてありますように、被告は、上記1の判決が確定したときは、原告に対し、別紙物件目録記載1及び12ないし18の各土地の共有持分〇分の1について、この〇分の1というのが、裁判でいうと被告側になるんですけれども、今回の譲渡人さんのことで、この方が持っている〇分の1を原告側の今回の譲受人、〇〇〇〇さんのほうに渡すように八潮市農業委員会に対して農地法第3条による所有権移転

登記の許可申請手続をせよ。こういう判決文になっております。

ここで、許可申請手続をせよというのは、この2の(1)の冒頭に被告はと書いてあれば、被告が本当はやらないといけないんですけれども、〇〇〇〇なので、原告の〇〇〇〇さんが今回申請してきたという形になっております。そういった形で申請になることには、別に問題がないということを代理人の行政書士さんや裁判所のほうにも確認しております。参考に、普通3条の許可申請というのは、譲受人、譲渡人双方で申請するものなんですけれども、例外規定がありまして、それが5ページの右側の四角で囲った部分なんですけれども、こちら農地法施行規則の抜粋を読み上げます。

この農地法施行規則の10条で、申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

その次に掲げる場合の、下の二番のほう、ここに書いてありますように、その申請に係る権利の設定または移転に関し、判決が確定し、裁判上の和解もしくは請求の認諾があり、民事調停法により調停が成立し、または家事事件手続法により判決が確定し、もしくは調停が成立した場合。今回、こちらの判決文の写しは埼玉地方裁判所越谷支部での裁判のものなんですけれども、この後、高裁に上告という形になっているんですけれども、そちらの上告した高等裁判所のほうで棄却となりまして、判決が確定したということで、今回の申請に至ったものとなります。隣の6ページ、こちらに載っている物件目録、黒消ししていない部分、これが今回の申請地となっているわけでございます。

次第の1ページのほうに戻りまして、申請人の農業経営の状況なんですけれども、耕作面積が〇〇〇平米、従事者2人、年間農業従事日数が400日、所有農機具として、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有していらっしゃいます。今回の申請は、土地を増やすとかということじゃなくて、持っている土地、今まで共有だった分の持分移転ということで、経営面積が増えるわけではございません。

次に、場所の説明をします。隣の2ページをご覧ください。市役所〇側の出口を出まして〇折し、〇方向にまいます。1つ目の〇〇〇〇の交差点を〇折して、そのまま〇〇〇〇に向かって〇〇します。〇〇〇〇手前の丁字の交差点を〇折して、〇〇〇〇方向に向かいまして〇つ目の信号を〇折すると〇〇〇〇通りにまいます。そのままずっと真っすぐ行きまして、〇〇〇〇線の交差点に到達しますが、そこからさらに〇〇メートルほど行きますと、〇〇〇〇を過ぎまして、この2ページの地図の左下の部分、〇〇〇〇という〇〇〇〇があるあたりに出ます。地図には写っていないんですけれども、この下が〇〇〇〇になります。この箇所の〇側の着色した部分が、まず申請地となります。今回、申請地3か所に分かれております。こちらの塗り潰した大きなところが一団で5筆ありまして、ここは〇〇〇平米あります。ここがまず1か所目。この地図の右上のほうにいきますと、小さいところ〇〇〇番地、

ここが〇〇平米の田んぼになっております。次に、1枚めくって3ページをご覧ください。3ページの右下のところ、今、一番最初に説明した5筆の〇〇〇〇平米と同じ箇所となります。この場所の〇側、〇〇〇〇を超えまして、〇〇〇〇の〇側になるんですけども、接道していないこの2筆の部分が〇〇〇番地、〇〇〇番地の一団の土地となります。

現地の様子は隣の4ページのとおりで、最初の左側の2列、1番、2番が最初に説明しました5筆で〇〇〇平米あるところの写真になります。真ん中の2列が〇〇〇〇の〇側の2筆について、上の写真が〇〇〇〇側から撮った写真で、下の写真が反対側の〇側の道路から撮った写真となります。一番右の小さい部分が2ページのところで説明しました〇〇〇〇番地、〇〇平米の小さな場所となります。事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の7番、新井孝美委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いをいたします。

○7番（新井孝美委員） 7番、新井です。

19日に事務局から連絡があり、同日現地調査に行っていました。

〇〇〇〇さんのほうは、主にこの申請地〇〇〇、〇〇〇番地のほうを畑として耕作していて、ほかの水田のほうは、〇〇〇〇のほうは毎年きれいな状態で耕作なされているので、問題はなかろうかと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と7番、新井孝美委員より農地法第3条の規定による許可申請許可の件について説明がございましたが、何か質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いをいたします。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

もう少しちょっと詳しく教えてほしいんですけども、ちょっと年齢構成は必要ないかもしれないけれども、書かれている方が主に耕作しているのでしょうか。〇〇〇〇さんという方と〇〇〇〇さんというていなんですね。〇〇〇〇さんというのは兄弟なんですね。〇〇〇〇さんの兄弟。

じゃ、申請許可されても、この後ちゃんとこの畑は管理されていくということ、大丈夫だということですね。分かりました。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

8番、鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

持分の移転ということなんですけれども、何か相続とか何かあつての持分の移転ということなんでしょうか、内容的には。

○事務局 登記簿のほうを見ますと、平成〇〇年に相続で〇人の方に持分が行きまして、その後、平成〇〇年に〇〇人で持っていた分の1人が亡くなられて、その分が〇〇〇〇さんのほうに持分が行きまして、この時点で〇〇〇〇さんの持分が〇分の〇、残りの〇分の1が〇〇〇〇さんのほう、それを全部〇〇〇〇さんの持分にするのに、裁判の中のちょっと細かい内容はよく認識していないんですけれども、何かの要因があつて、争われたということだと思います。

○8番（鈴木 隆委員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長 よろしいですか。

ほかにございます。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思ひます。原案のとおり賛成の方の挙手お願いをいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 挙手全員でございます。本件は原案のとおり可決いたします。

---

### ◎議案第2号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号1につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の7ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件になります。

番号1のほうは使用貸借権の設定になりますので、借人、貸人という表現になります。借人住所・氏名、〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、貸人住所・氏名、複数名いらっしゃいまして、まず〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、この方の所有する土地の所在が〇〇〇〇の〇〇〇番地〇、登記地目、田、現況地目、田、この案件ですが、地目は全て田になりますので、この後の地目の読み上げは省略させていただきます。地積〇〇〇平米、次の貸人、〇〇〇〇番〇号、〇〇〇〇、土地の所在、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇平米、次の土地が4人の共有となっております、まず〇〇〇〇番地〇、持分〇分の〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇番〇〇号、持分〇分の〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇番〇号、持分〇分の〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇番〇〇

号、持分〇分の〇、〇〇〇〇、これらの方々の土地が〇〇〇〇、〇〇〇平米、次に〇〇〇〇番〇号、〇〇〇〇、〇〇〇番地で、〇〇〇平米、合計〇〇〇平米になります。

次に、隣の8ページをご覧ください。権利の内容は、使用貸借権5年間の設定となります。

申請地の概要は、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内的の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は、資材置場。〇〇〇の〇〇〇や〇〇〇の受入れ場所と作業スペースになります。

申請理由としましては、現在、同じく〇〇〇の〇〇〇の〇と〇〇〇の〇で合計〇〇〇平米ほどの資材置場がありまして、今回の申請目的であります〇〇〇の〇〇〇や〇〇〇を受け入れて〇〇〇する置場が、今、動いているところなんですけれども、そこが、〇〇〇株式会社が行っております〇〇〇、〇〇〇の新設工事区間に当たるため、移転しなければならないことになりました。その移転先となります。

資金計画・調達計画につきましては、造成工事費、この後説明しますけれども、土を入れた造成というのはないんですけれども、主に土留め工事等にかかる費用としまして、ご覧の金額を自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が提出されております。

周囲農地への被害防除策なんですけれども、今回、現場の盛土、切土は行わずに、周囲はほとんど水田なんですけれども、周囲への影響を考慮しまして、現地の地盤はそのまま、盛土はしない。そこから1メートル程度の高さまで受け入れた〇〇〇を積み上げる計画ということで、周辺にあまり飛散しないように、現況の地盤高さから1メートル程度の高さの積み上げで計画されているということです。また、周囲にH字型鋼を使用したコンクリート土留めを設置する計画となっています。また、周囲には八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例の規定に基づきます緑地帯が設けられております。そして、今、言ったまちづくり条例に基づく関係各課の協議を済ませておりまして、まちづくり計画確認通知書を受領済みであります。

次に、場所の説明をします。1枚めくって後ろの9ページをご覧ください。先ほどの3条の現場から近いので、簡単に説明させていただきます。〇〇〇線をさっきのところからさらに〇〇しまして、〇〇〇〇を過ぎまして〇つ目の交差点を〇側に曲がります。〇〇〇〇のある〇側の道路になります。この道路沿いのこの地図の中央に示した着色した箇所となります。周辺には〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇側に〇〇〇〇があるような、そのような場所にあります。

土地利用計画図は右のようになっておりまして、網かけした部分は先ほど申し上げましたまちづくり条例に基づく緑化地帯となっております。この場所も現地の地盤のまま盛土を行わず、現地盤の上に受け入れた資材を置くという予定となります。この図面の左下の部分は現況の資材置場になっているんですけれども、ほかの周囲は水田となっているような、この

ような状況でございます。

1枚めくって、後ろの11ページをご覧ください。この右側の断面図、この断面は場所という隣りの資材置場との境を示した断面図になりますので、ちょっと高めのフェンスとかありますけれども、ほかの周辺、隣接するところが田んぼの部分は、この土留めがないものと思って見てください。間にこの着色した箇所、H字型鋼を打ち込んで、そこにコンクリート土留めを挟む、このような土留めの計画となっております。現地の様子は隣の12ページのようになっております、左側の1番は南側の道路より撮影した写真、隣の右側の2番は北側より撮影した写真となっております。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の7番、新井孝美委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いをいたします。

○7番（新井孝美委員） 7番、新井です。

こちらのほうも19日に現地調査に行っていました。

こちらは、昨年は耕作のほうはなされていない状態で、ヨシのほうが結構高くまで生えていた場所なんですけど、稲刈り後、周りの水田のほうの稲刈り後に関して、水を落として乾いた頃に伐採機というのか、草を刈取り、今の現状の写真のようにきれいになっております。

〇〇した〇〇のほうなんですけれども、自分からしてみれば、〇〇のほうは結構きついと思います。また、中干し等で1回水田のほうの水を抜く期間がありまして、伐採して〇〇状になった肥料分というのか、窒素分、そのあくで被害が受けないか、稲のほうにとこの心配はありますけれども、その都度来たときには当事者同士でトラブルを解決してもらえればと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と7番、新井孝美委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号1について説明がございました。何か質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 2番、鈴木です。

お聞きしたいんですけども、12ページの左側の写真、①の写真、少し見えないこともないんですけども、〇〇番の右隣りは田んぼですよ、ここに入ってくるH鋼のコンクリート板を打ちちゃって入って行けるのかちょっと心配なんですけども。

○事務局 入り口は10ページの土地利用計画図でいきますと、この下のほうが連結道路なんで

すけれども、この中央にここは別で施工して入り口設けまして、ここから入る計画、その前に今、何枚か敷き鉄板を敷いて……

○2番（鈴木新一委員） 先行しているところのことではなくて、9番の案内図見ると、〇〇番という方、これの右側が田んぼになってはいますけれども、そこに入って行くのに周りにコンクリート板を打ちちゃって、そこに入って行けるのかということと。

○事務局 この東側に隣接したところ、ちょうど右側の家と今回の申請地の間にちょっと狭くなっていますけれども、ここは地続きで、実はこの譲受人の〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの持つ水田なんです。それなので、今回の申請地の隣が空いていて、去年もそこから入って、隣の田んぼに稲植えることはやっていたはずなので、それは過去の実績もありますので。

○議長 ただいまの事務局の説明でよろしいでしょうか。

○2番（鈴木新一委員） はい。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、挙手にて採決をしたいと思えます。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いをいたします。

——— 挙手多数 ———

○議長 挙手多数でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号2につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局 次第の13ページをご覧ください。

こちら、今の番号1と関連した案件となります。

番号2、譲受人住所・氏名、〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人住所・氏名、〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇〇、登記地目、田、現況地目、田、〇〇〇平米、同じく〇〇〇番地〇、登記地目、田、現況地目、田、〇〇〇平米、〇〇〇番地、登記地目、田、現況地目、田、〇〇〇平米、合計〇〇〇平米になります。

次に、隣の14ページをご覧ください。権利の内容としましては、所有権の移転となります。

申請地の概要としましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は、資材置場です。先ほどの場所で砕いた〇〇〇〇の置場。〇〇にするためには、結構1年とか長い期間の熟成する期間が必要ということで、こういったものの置場とする目的です。

申請理由としましては、今でも場所が不足気味で、ほかの資材置き場にやむを得なく置いていたり、場所が狭いので、十分な熟成期間も取れていないような状況なので、さらに置場

を求めたものとなります。

資金計画・調達計画につきましては、土地購入費、造成工事費、こちらの造成というのはほとんど土留めにかかる費用となります。としまして、ご覧の金額を自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が提出されております。

周辺農地への被害防除策は、先ほどと同様で今の水田面に盛土を行わず、現状の地盤のまま、先ほどと同じように周囲への影響を考えて、1メートル程度の積込み高さに抑える。周囲には同じくH鋼とコンクリート板で土留めを施す。こちらも八潮市のまちづくり条例の基準に従って計画したもので、先ほどと同様に関係各課との協議を済んでおりまして、計画確認通知書を受領済みでございます。

次に、1枚めくって15ページをご覧ください。場所の説明をいたします。先ほどの箇所より〇側に下がります、〇〇〇〇線と〇〇〇〇線の交差点がこの地図の〇側のちょっと切れたあたりになります。〇〇に通りますのが〇〇〇〇道、〇のほうに〇〇に走っているのが〇〇〇〇線なんですけれども、この〇〇側で、道路を挟んで2か所、この間の道路の〇側が〇〇番地と〇〇〇番地〇、道路の〇側が〇〇〇番地となります。

土地利用計画は、16ページがまず〇側の2筆がこのようになっておりまして、周囲の着色したところは、まちづくり条例に基づく緑地帯となります。1枚めくって17ページをご覧ください。17ページは各所の断面図となります。2.5メートルのH鋼を打ちまして、コンクリート板が幅30センチのもの、3段になっているので、その下を現状地盤より深くして施すような、そのような計画です。隣の18ページが道路の〇側、〇〇〇番地の土地利用計画図となります。同じく着色された部分はまちづくり条例に基づく緑地帯となります。このように周囲に緑地帯を緩衝材のような感じで設けて、さらに土留めを施して積込み高さも現状地盤から1メートルの抑えると、そのような周辺に配慮した計画となっております。1枚めくって19ページ、こちらが同様に〇側の部分の断面図となります。土留めの方法は同じです。隣の20ページが現地の様子となります。上の1番、2番の写真が北側、下の1枚は南側の申請地の写真となります。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の12番、石井清巳委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いをいたします。

○12番（石井清巳委員） 12番、石井です。

今月19日に事務局より第5条の申請で説明がありました。22日に現地のほうを調査してまいりましたが、田んぼのちょうど前、田んぼだらけで、入り口は現在ないような感じなんですけれども、一応2メートルに道をつけて行うということなんですけれども、これをやるに当

たって、周囲の地主さんのほうへの説明がないんで、それがちょっと問題なのかなと。

資材置場と言いますが、実際には〇〇〇〇を置くんで、水質の悪化とかあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の説明もないのでどうなのかなと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と12番、石井清巳委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号2について説明がございました。何か質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 2番、鈴木です。ちょっと私ばかりで申し訳ないです。

緑地を設けるということなんですけれども、どういったもの、木を植えるのか、それとも〇〇〇〇なんで、恐らく風のせいで回りに飛ぶと思うんです。そうすると普通はフェンスを設けるのが普通だと思うんですけども、この辺の内容、分かりますか。

○事務局 まず、緑地は緑化計画をうちのほうに提出されるものじゃないんですけども、開発建築課のほうに提出されて、基準がたしか低木だと1平米に1本とか、高木だとちょっと今、数字確かじゃないですけども、20平米に1本とか、そういう基準に基づいて計画されていると思います。この現場は高木はなくて、低木と中木だと思うんですけども、今回の見積書を見ますと、低木としてサツキ200本、中木としてハナモモを22本植えるような計画となっております。それと、周辺に〇〇とかが飛んだ場合とか、そういったことなんですけれども、それについて、飛ばない、影響が及ばないように、現地盤から1メートルぐらいにするということなんですけれども、実は今、石井委員からもちょっと話ありましたけれども、事務局のほうにもほかの地権者から匿名なんですけれども、ちょっと心配する電話がありまして、やっぱり〇〇〇が飛んだり、もしくは変な液体が流れ込んで稲が枯れたらどうなるんだとか、あと、もし台風で水が上がって、〇〇が田んぼに流れてきたら、そういうときにどうするんだとか、心配する声がありまして、今、石井委員からの話にもありましたけれども、隣接する地権者に対して、詳しい説明をされていないようなので、この後、それを条件に認めるというか、もう1回地権者の方が安心して説明する形はどうかなと思っておるところです。

○議長 ありがとうございます。よろしいですか。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

人によっては、さっきの補足ではないんですけども、見方によっては、ああいうのを積んでいるということは、〇〇〇〇だと考える方もおられると思うんですよ。また、そうす

ると法律が変わってきますよね。

○事務局 これは一般廃棄物の取扱いです。その許可をもって運用していく形です。

○6番（飯山敏行委員） また、事務局さんはよく知っていると思うんですけども、〇〇〇〇さん、ちょうど埋立てしてはいますけれども、〇〇〇〇等で埋立てしているんで、非常に近隣から臭い等の苦情が私の耳にも入っていますんで、その辺も含めてどうなのかなとは思っていますよね。

○議長 完全に〇〇〇〇されたものでなくて、〇〇〇にして、それを積んでいるわけでしょう。

○6番（飯山敏行委員） 臭い等出ますんで、近隣に住宅があるみたいなので。

○議長 その辺の影響ですよ。

○6番（飯山敏行委員） それもどうなるか。取りあえず、どっちにしても近隣の方に説明を。

○議長 だから、この申請者が十分な方策をもって近隣の、隣接の農家さんに説明していただく、これ以外に方法ないですよ。それで納得していただく。

○議長 条件つけないと賛成できないですよ。

○6番（飯山敏行委員） 非常に臭いに関しては、いろんところで聞かれちゃう。

○議長 さっき、事務局がおっしゃったように、台風が来て雨量が多くなって、冠水したらどうなるのか、そういうことも考えないでもないんだけど、そういう場合はどうなるのか。そうすると影響出てくるよね、近隣の田んぼに対しても。だから、その辺のある程度万全の方策を取ってやっていただくというふうにやるしかないですよ。

〇〇〇になっちゃってれば、そんなに臭いもないんだろうけれども、ここに積んで〇〇〇にするんでしょう。

○12番（石井清巳委員） しかも、これ1年ぐらい置くっていうんですよ。

○議長 その辺の対処の仕方を〇〇〇〇さんのほうでどう考えられるのかという。

これは事務局が間に入って、できるんですか。

○事務局 許可の条件ですかね。まだ、隣接する農家さんで心配されている方がいますので、説明も詳しい説明はされていないようなので。

○議長 すればいいね。だから申請者に近隣農家にちゃんと説明してくださいというお願いをするしかないですよ。

○6番（飯山敏行委員） ここ聞きましたよ。何かあって、風で飛んでくるという苦情を聞いたことがあります。すごく前に。今、現にどこかに山になっているというのをちらっと聞いたことがあるんですよ。それが飛んでくるんです。

○議長 工事やっているほう。

○6番（飯山敏行委員） ちょっとうる覚えなんですけれども、たしかこの辺の地域だったんですよ。

○7番（新井孝美委員） ○○○のところの三角の白地になっているところじゃない。同じやっぱり○○○○して、○○○の。だと思っただけけれども。○○○よりというか、東より。

以前、用水に木が流れ込んで、水がつかえちゃって落とし切れないって、そういうのがあった。

○議長 ですから、事務局のほうで申請者にこういう隣接者に十分な説明をしてくださいというお願いをして、するしかない。それでもって、その条件で申請をするということで、それでよろしいですか。

○12番（石井清巳委員） 定期的に水質をやるとか、そういうのは要求できるんですか。

○議長 通常だとそれは無理だと。

面積が大きいだけに、難しい案件ではあります。

○8番（鈴木隆委員） 基本的に田んぼなんで、周りを囲うわけじゃないですか。要は池になっちゃいますよね、大雨来たら。その排水をどうするのかとか、そういうのも必要な状況ですよ。水たまりになって、その中が全部○○○だらけになって、もっと臭いも出るしというのもちょっと考えていかなきゃいけない。

○議長 排水ね。

○8番（鈴木隆委員） 排水ゼロじゃないですか、きっと。周りの田んぼには絶対流れるわけですよ。下に行くしかないんだけど、田んぼだから、自分の下というわけにいかないよね。

○議長 だから、今の気象の状態によると、極端な雨、もし降られたら、それもないではないから。

○2番（鈴木新一委員） ○○○線周辺は冠水するところじゃない。

○6番（飯山敏行委員） ここは冠水しますよ。

○議長 ここに用水があるの。

○7番（新井孝美委員） 北側にU字溝のあったと思います。南側にもあった。

○議長 その辺の対処はこの申請書からは読み取れないよね。

○事務局 そうですね。

○議長 土留めをするというあれしかないんだから。

○事務局 南北のどちらかが、今まで用水と、どちらかが排水に使っていたと思いますので、水路の水位が下がれば、水が流れてくるのかなと思いますけれども。

○議長 この申請者にいま一度詳しい詳細な隣接農地への対処方法、それをお願いして、隣接の農地の所有者がある程度、完全に納得するというのはなかなか難しいから、ある程度のところで納得してもらえるような方法を提示していただくと。それを条件に、この申請認めたらいかがですか。

だから、この申請者にいま一度、隣接の田んぼの所有者が納得するような、ある程度のところでは納得するような、処理方法を提示してくださいと。それを文書でお願いする、それしかないでしょう。

もし、何かあったら今度は相対でやるしかないんだよね。賠償問題になる。これやって稲が枯れるとか、そういうことになったら。

○7番（新井孝美委員） 水が流れているときは枯れにくいんです。なくなったときに吸い上げ、窒素分を吸っちゃうから枯れちゃう。流れている状態ならまだいいほうなんです。

○議長 今、あれってそんな窒素分出る。

その辺の因果関係っていうのは分かっているの。

飯山委員の言うように条件つけて、それを説明をすると。

○2番（鈴木新一委員） 取りあえず説明会やってもらって、周りの地権者からこういう意見がありましたと、これについてこうしますというふうな、追加資料みたいなものを添付してもらおうということではできないんですか。

○事務局 まず、まちづくり条例に基づいて計画進めているんですけども、この計画に対してはそういう説明必要ないそうなんです。一応、条例に基づいていろいろな手続やって、そっちはもう認められている状況ですので、農地法の観点から見てもよほど明確な理由がないと、不許可とすることは難しいと思います。現況土盛りしないとか、周囲に土留めやるとか、緑地帯設けるとか、それなりの計画はやっているわけで、もし何か流れ、稲を枯らすものが流れるとか、何か明確にこっちで言うのは難しいと思うんですよね。確証がないと。

○2番（鈴木新一委員） それを許可しちゃう、農業委員会が許可する、あくまでも農業委員会が許可するんじゃないんですけれども、することによって、周りの地権者に迷惑が及んじゃって、結局、農業委員会が悪いんじゃないという、責任問題がありますよね。当然ね。

だから、やっぱりなるべく周りの方が納得するような形でやっていただくように、農業委員会としても努力しなきゃいけないのかなという感じがするんですけども。

だから、事前に提出するんじゃなくて、そういう条件をつけて開発してもらおうということが一番丸く収まるのかなという感じがしますけれどもね。

○議長 いいですか、じゃ、条件つきで申請は認めるという。

○2番（鈴木新一委員） そういうのも一つの方法じゃないかと思うんですけども。

○6番（飯山敏行委員） でも、申請は認めなくちゃまずいですよね。

○2番（鈴木新一委員） 法的にはよほど明確な理由がないと。

○2番（鈴木新一委員） 一度許可出したら、農業委員会から外れたら、今度は匂いだ何だ、環境リサイクル課にまいますものね。農地法からもう外れちゃっているから、課が違くなっちゃうとなるので、環境リサイクル課でやるということになっちゃいますよね。

○2番（鈴木新一委員） たまたま私、農業委員会の代表として、まちづくり推進委員やらしてもらっているんですけども、その中でも絶対そうしなきゃ開発はできませんとっているんじゃないくて、こういうふうに取り組んでくださいという形で意見を添えてオーケーしているということはよくあるので。

○2番（鈴木新一委員） 付記みたいなものです。

○2番（鈴木新一委員） 努力義務。

法的に争われたら、それは拒否できかねる、許可出さざるを得ないと思うんですけども。

○議長 じゃ、その辺で要するに条件つきで、事務局から申請者に周りの隣接の田んぼの所有者にいま一度の新しい対処方法というのかな、それをしていただくようお願いの文書を出して、それで文書を出すことによって、申請認めます。

それ以上はちょっと今、できないですけども、被害を受けているとか、そういう実害が出てきているわけじゃないから。今のは我々で議論しているんだから。

○8番（鈴木隆委員） 差戻しはできないから。

○議長 事務局のほうがそれでできれば、皆さんの側はそれでよろしいですか、認めて。

○事務局 一部同意書を出されている農家さんもいるんです。なので、同意書出せない農家さんからちょっと心配して電話かかったりするんで、その人たちに対して、安心するように説明をしてくださいという旨の文書を出すことはできます。

○議長 文書で出してもらって、それで出すという条件で申請を認める方向でいいですか。

いろいろ意見が出ましたけれども、○○○○さん、もう何年前に農業委員やっています、その辺の農家さんのあれは分かると思うんですけども、じゃ今、お話ししたような条件でよろしいですか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 じゃ、ここで採決をしたいと思います。

ほかにご意見あります。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決したいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いをいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたします。

---

#### ◎転用等届出受理報告

○議長 それでは、次、次第6の転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願い

いたします。

まず、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について5件、続けて事務局より報告をお願いします。

——— 事務局説明 ———

○事務局 次第の21ページをご覧ください。まず、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（報告）につきましては、1件の報告がありました。

届出人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。土地は、〇〇〇〇の区画整理地内の場所で、自宅に隣接する農地です。令和〇年〇〇月〇〇日に、相続により権利を取得したもので、あつせん  
の希望はありません。令和6年1月11日に届出があり、1月17日に受理を行いました。

次に、次第の22ページをご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、住宅敷地1件、駐車場敷地3件、店舗敷地1件の合計5件の届出を受理いたしました。

報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この後、数分間届出の内容を確認する時間を設けますので、その後質問がございましたらお願いをいたします。

21ページです。よろしく申し上げます。

——— 資料確認 ———

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから質問をお願いをいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりいたします。

---

◎その他

○議長 続きまして、次第7、その他にまいりたいと思います。

その他につきましては、協議事項が1件、依頼事項が1件ございます。

初めの協議事項、農業委員会組織による能登半島地震義援金の募集について、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局 資料1をご覧ください。

元旦から断続的に発生しました石川県能登地方を震源とする能登半島地震につきまして、こちらの義援金の募集について、農業会議のほうから通知が来たものとなります。

1枚めくって3ページをご覧ください。こちらを使って説明いたします。趣旨としましては、農業委員会組織として被災した農業者等の今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するため、下記のとおり義援金の募集活動を実施することとします。こういうこととなります。

期間は3月29日までで、実施方法が、基本は個人による送金ということです。1口1,000円。個人による送金が基本なんですけど、農業委員会ごとに取りまとめて送金いただいても結構ですということです。振込先は、3ページの下のほうになっております。

1枚めくって、4ページのほうをご覧ください。こちらのほうに確定申告の際の控除手続について書かれております。もし、個人で寄附するとなった場合、確定申告に使う資料としまして、この文書の写しと送金時のご利用明細票、または振替振込請求書兼受領証が必要になるということです。農業委員会でまとめて義援金を送ることになった場合は、預り証というのが後で発行してもらえる、そのような流れになっておりまして、農業委員会でまとめて発行したときのご利用明細票、または振替振込請求書兼領収書は、事務局で対応します。

5ページのほうは、関連する方はいないので参考なんですけれども、もし市議会議員と農業委員を兼ねている場合、その場合は、もし農業委員会でまとめて義援金を送るとなると、公職選挙法に抵触するおそれがあるということで、もし市議会議員と農業委員を兼ねている場合は、農業委員会の取りまとめには乗らず、個人で送ってください、このようなことが書いてあります。こちらは参考です。

それで、原則個人による送金ということなんですけれども、こちらのほう個人で対応することにするか、もしくは農業委員会でまとめて送金するか、この辺をご協議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 ただいま事務局から説明ございました。

義援金の送金についてでございますけれども、これはいかがしますか。

個人で、農業委員会でまとめて。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 じゃ、事務局長、一任ということで、まとめて農業委員会として。

○事務局 慶弔費から送金という形でよろしいですかね。人数分。

○議長 よろしいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 じゃ、そのように。

○事務局 それでは、慶弔費から1万5,000円送金するようにします。ありがとうございます。

○議長 それでは、次に農業者年金普及資材の送付について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料2と右上に書いてある資料をご覧ください。

農業者年金普及資材の送付についてということで、毎回お願いしております農業者年金の加入推進のために、農業会議のほうで年金の加入推進に行かれる際の普及資材を作成しましたということで、皆様のお手元にオレンジ色のコンパクト防災6点セットというのを各委員さんに2部ずつお渡ししておりますので、普及活動ですとかの際にご活用いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

また、こちらに書いてありますように、戸別訪問や研修会等での制度説明に当たっては、農業委員会からの要請に基づき本会職員の派遣を行いますというふうになっておりますので、もしそういうご希望もありましたら、事務局までお知らせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、最後に次回の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回、2月につきましては、令和6年2月22日木曜日、午後2時より市役所3階の会議室3-4での開催となります。22日と早めの開催になりますので、ご注意ください。

よろしく願いいたします。

○議長 ただいま事務局より2月の農業委員会の総会のご案内がございました。

それでは、最後に皆様から全体を通して何かございましたらお願いいたします。ありませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特にないようでしたら、これにて議長の座を下ろさせていただきます。皆様のご協力に感謝いたします。ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をしていただき、誠にありがとうございます。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） 冒頭に会長さんからお話ありましたが、今年は大変なことで、能登地震から始まってしまいました。地震大国なんで仕方ないと言えば仕方ないんですけども、東日本大震災、2011年にありましたけれども、それから多くのことを学んだつもりでも、あそこの被災地も行きましてけれども、やっぱりこういう結果になったのも、

今、大変苦しい思いをしていると思うんですけども、地域性もものすごく影響されるようで、東北の場合は津波が中心で、能登については道路の寸断、それから神戸においては瓦礫、こういったように関東でもいつ大地震が起きるか分からないと言われてはいますが、自分でできることをやって備えるしかないのかなと、個人的には思います。

また、輪島の大火災がありまして、逃げるのも大切ですけども、火の後始末をして避難するのが個人的には一番に大切なのかなと思います。今だってそういう報道を見て強く思います。

本当は手助けに行ければいいんですけども、それがなかなか難しいので、今、事務局のほうから話がありましたけれども、義援金という形で、いろんな形で支援できればというふうに思っています。

また、ここで今日は特に寒かったんですけども、能登のほうももっとこんなものじゃなくて、厳冬の中で避難生活されていて本当に大変だなと思います。それを考えると、普通に生活できるのがどれだけありがたいか感謝しなければいけないというふうに感じています。

ちょっと話が長くなってしまいましたけれども、それでは以上をもちまして、本日の総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。

以上をもちまして、散会とさせていただきます。皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時23分